

全国主要都市の自動消火装置の設置基準

次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。(火災予防条例)

2013.10現

	設置基準	要約	札幌市	仙台市	新潟市	さいたま市	東京都	千葉市	浦安市	横浜市	川崎市	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市	京都府	神戸市	広島市	福岡市
①	令別表第一 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で、同一厨房室内の他の厨房設備の入力との合計が350kw以上のもの	特定防火対象物の地階の厨房室で入力合計350Kw以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
②	高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で、同一厨房室内の他の厨房設備の入力との合計が350kw以上のもの	高層建築物の厨房室で入力合計350Kw以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
③	高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備	高層建築物に設ける厨房設備全て												○					
④	令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が6000平方メートル以上のものに設ける厨房設備又は(16)項イに掲げる防火対象物で、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の床面積の合計が3000平方メートル以上のもののうち、当該部分の存する階に設ける厨房設備	・6000m <sup>2</sup> 以上の特定防火対象物に設ける厨房設備全て ・特定部分が3000m <sup>2</sup> 以上の(16)イで、特定部分が存する階の厨房設備全て								○									
⑤	令別表第一(16)の2)項に掲げる防火対象物に設ける厨房設備	地下街に設ける厨房設備全て									○			○	○				
⑥	令別表第一(16)の3)項に掲げる防火対象物に設ける厨房設備	準地下街に設ける厨房設備全て												○					
⑦	令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イに掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で、同一厨房室内の他の厨房設備の入力との合計が350kw以上のもの	特定防火対象物の地階の厨房室で入力合計350Kw以上								○									
⑧	令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が3000平方メートル以上のものに設ける厨房設備	3000m <sup>2</sup> 以上の特定防火対象物に設ける厨房設備全て												○					
⑨	令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1000平方メートル以上のものに設ける厨房設備	1000m <sup>2</sup> 以上の特定防火対象物に設ける厨房設備全て												(16)の2)項を除く○	○	○			
⑩	施行令12条又は条例47条の規定によりスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物に設ける厨房設備	SP設備の設置義務防火対象物の厨房設備全て												○					
⑪	令別表第一に掲げる防火対象物の厨房設備で、同一厨房室内の他の厨房設備の入力との合計が350kw以上のもの	全ての防火対象物の厨房室で入力合計350Kw以上												○					
⑫	令別表第一に掲げる防火対象物で、床面積が200平方メートル以上の厨房室及び厨房設備の入力の合計が350kw以上の厨房室	全ての防火対象物の厨房室で、 ・床面積200m <sup>2</sup> 以上の厨房室 ・厨房室の入力合計350Kw以上													○				

消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物 ((17)項、(18)項、(19)項、(20)項は省略)

特定防火対象物	(1)項イ：映画館、観覧場、公会堂等	(2)項イロハニ：キヤバレー、遊技場、風俗営業、カラオケ等	(3)項イロ：料理店、飲食店等	(4)項：百貨店、マーケット等
	(5)項イ：旅館、ホテル等	(6)項イロハニ：病院、老人ホーム、介護施設、保育園等	(9)項イ：蒸気浴場、熱気浴場等	(16)項イ：複合用途のうち前記用途を含むもの
	(16)の2)項：地下街	(16)の3)項：準地下街		

非特定防火対象物	(5)項ロ：寄宿舎、下宿、共同住宅	(7)項：小・中・高等学校、大学、専修学校等	(8)項：図書館、博物館、美術館等	(9)項ロ：公衆浴場
	(10)項：駅舎、船舶・航空機の発着場	(11)項：神社、寺院、協会等	(12)項イロ：工場、作業場、テレビスタジオ等	(13)項ロ：自動車車庫、駐車場、飛行機等の格納庫等
	(14)項：倉庫	(15)項：前記各号に該当しないもの(事務所等)	(16)項ロ：複合用途のうち(16)項イ以外のもの	